NEWS　RELEASE

国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
（所属）自動車交通部旅客第一課
（担当）河原　田中
（電話）０６－６９４９－６４４５

平成３０年５月２８日

路線バス事業者に対する行政処分について

近畿運輸局は、道路運送法第４０条の規定に基づき、下記のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

１．違反の概要
　平成３０年１月２４日、甲賀市コミュニティバス「ハローバス甲南」の環状線第１便において、８時３８分発の甲南病院停留所から９時１分着の甲南病院停留所間において、正当な理由がないにもかかわらず、運行計画に定めるところに従わず、一部区間不運行を生じさせた。

２．処分年月日
　平成３０年５月２８日

３．処分対象事業者及び営業所名
　滋賀バス株式会社（法人番号4160001005136）
　本社営業所（滋賀県甲賀市水口町本綾野１番１号）

４．行政処分の概要
　延べ１０日間の事業用自動車使用停止処分（対象車両２両）

５．法令違反条項
　道路運送法第１６条第１項違反
　（事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反）

６．行政処分事業者に対する違反点数付与状況
　当該行政処分により付された違反点数　　１点
　当該事業者に付された累積違反点数　　１点

配布先：青灯クラブ、滋賀県政記者クラブ、近畿運輸局記者会（ハイタク部会）